

項番	2033-2034年の閏月	過去の日本の万年暦	不一致中気等	名称	閏月とする太陰暦月	備考	無矛盾性	単純性	既存との整合	使用実績
1	決定不能	—	欠月発生	天保暦 (平山条文)	二至二分が本月に含まれるように、候補となる無中気月から幕府天文方が都度判断で選択した月	1909年を最後に公的管理を外れたため都度判断が不可能となった。	×	×	○	○
2	閏十一月	大半が採用	秋分・雨水など4つ	時憲暦 (康熙甲子元法)	前後の冬至を含む月の間隔が中12か月の区間の最初の無中気月【定気,区間分割+順次検索】	1699年冬至-1700年春分の間隔が中1か月になることに気づいて、康熙年間に置閏法を項番9から改訂したものと推定	○	△	1851-2年と2728-9年が×	○ (中国)
3				天保暦+冬至優先	前後の冬至・二至・二至二分を含む月の間隔が中12・6・3か月の四半期区間の最初の無中気月【定気,区間分割】	通常より中1か月長く閏月を挿入できる四半期区間を特定して、その区間にある無中気月から選択する。また四半期区間の一意性(→「間隔のゆらぎ」シート)は崩れるが二至の間隔を中6か月にする指定は省いても矛盾を起こさない(→「夏至→夏至」シート)。	○	×	○	×
4				定気法と平気法の折衷	定気の冬至または定気の冬至の間を時間で12等分した瞬間を含まない月【定気+平気】	貞享暦や寛政暦など日本の平気の暦法では、中心差などの寄与により「定気の冬至≠平気の冬至」となる(→使用実績欄のリンク参照、貞享暦～寛政暦の暦面の冬至時刻は定気ではなく平気の時刻である)。暦要項の冬至の時刻は分未満を四捨五入しているため、12等分した時刻の日付が特定できないケースがあり得る。	○	○	×	△
5				平気法	独自公式で平気の中気を計算し、無中気月となる月【平気】	伝統を尊重して平気の冬至を用いる発想。太陽の平均黄経を中気の定義に用いる(→「平均黄経による平気法」シート)。ただし論文レベルでの平均黄経の計算式は存在するが、公的に推奨された計算式は現在は存在しない。				
6				冬至+暦年境界優先	冬至を含む月が11月となるようにし、候補月が当年と翌年に分散する場合は当年に属する方の無中気月	冬至を優先するだけでは候補として閏11月と閏正月が残るにも関わらず、市販の万年暦に閏正月のものが無いのは、暗黙のうちに本ルールを採用しているためではないかと推測される。しかし、将来の近日点移動により暦年境界以外でも問題が発生するようになるので、無矛盾性を保証できない。	×	×	○	△
7				前後閏月平均案	通常は天保暦置閏法により、天保暦置閏法で決定不能の場合のみ、確定している前後の閏月の中間にもっとも近い無中気月	2031年閏三月と2036年閏六月の間隔が中64か月のため、閏十一月がもっとも中間に近い。	△ (複数同格時要細則)			×
8	閏七月	一種のみ存在を確認。ただし同一編者が後に閏十一月を採用した改訂版を出版	冬至・雨水	最少不一致案	一連の無中気月のうち、不一致となる中気をもっとも少ない無中気月	“社会的影響が小さい”という要件の解釈次第。 1851-2年の実際の天保暦にみるように、項番8(本案)と項番9は必ずしも置閏が一致するとはかぎらない。				
9				(時憲暦当初の)万年書	一連の無中気月のうちの最初の月【定気,順次検索】	スーザン津村氏推定(→使用実績欄のリンク参照)	○	○	1851-2年と2728-9年が×	△
10	閏正月	採用例なし	秋分・大寒など4つ	時憲暦[改]	前後の冬至を含む月の間隔が中12か月の区間の最後の無中気月	1851-2年の実際の天保暦の置閏を再現する最もシンプルな置閏法。(ΔTが変わらないとした場合)3845年より前は、項番11の天保暦+冬至優先[改]と一致。 実際には1800年後はΔTが3時間にもなる可能性が高く正確な予測は難しい。	○	△	○	×
11				天保暦+冬至優先[改]	前後の冬至・二至・二至二分を含む月の間隔が中12・6・3か月の四半期区間の最後の無中気月	項番3で最初ではなく最後の無中気月を選択する。	○	×	○	×
12	閏八月	採用例なし	なし	猪瀬前都知事案	暦日の始まりをUTC+11の午前0時とし、上記の何れかの置閏法で選択した無中気月	東アジア全体で太陰太陽暦計算のための時間帯を合わせれば、国による日付のずれをなくすことが可能である。	— (合わせて採用する置閏法に依存)		×	×
13	閏七月、閏十一月、閏正月のうちの何れか	—	閏月による	籤引き	一連の無中気月のうちから抽選で選択された月	鹿島暦に倣う 実質的に“都度判断”の一種	—	○	—	△ (中世に遡る)
項番	関連人物					認識およびアクション	分析			
A	洪川景祐ら (『新法曆書続編』巻四)	清朝の嘉慶年間の万年書が上記項番9→2により冬至・春分が本月に含まれるよう改訂されたことを、暦面の現象として分析し“二至二分が本月に含まれるべき”との置閏法を帰納的に抽出した。			・清朝1851-2年の万年書を入手していたか否かは不明である。 ・時憲暦置閏法(康熙甲子元法)は知らなかった。 ・複雑な事例は天文方が都度判断すればよいと考えていた(『新法曆書続編』巻四の書きぶりから推定)。					
B	洪川佑賢 (『星學須知』巻四)	洪川景祐の時点の情報に加え、清朝では冬至が優先されることを認識していた。			・清朝1851-2年の万年書は入手していた。 ・清朝の置閏法改訂の時期を嘉慶年間ではなく康熙年間と認識していた。 ・時憲暦置閏法(康熙甲子元法)は知らなかった。					
C	平山清次 (『日本百科大辭典』「太陰暦」の項)	洪川景祐らの『新法曆書続編』巻四の解説を西洋式数学のスタイル(=“今の術語”)で条文化した。			・清朝の置閏法改訂の時期を康熙年間ではなく嘉慶年間と認識していた。 (B<天文方)→C<東京天文台)に情報の断絶がある) ・旧暦を過去のものとして認識し、将来の矛盾の有無には関心がなかった。 ・時憲暦置閏法(康熙甲子元法)は知らなかった。					